

令和 8 年 度

町 民 税
道 民 税 特別徴収のてびき
森林環境税

余 市 町

お 問 い 合 わ せ 先

余市町役場 総務部税務課

〒046-8546

北海道余市郡余市町朝日町 26 番地

Tel0135-21-2115 (直通) FAX0135-21-2144 (代表)

目 次

1. 町民税・道民税・森林環境税の課税のしくみ	1 頁
○ 納税義務者	
○ 税率	
○ 税額の計算方法	
○ 所得控除一覧	
○ 主な税額控除	
2. 特別徴収の事務の取扱いについて	5 頁
○ 特別徴収とは	
○ 特別徴収する範囲	
○ 特別徴収義務者の指定	
○ 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知	
○ 月毎に納入します	
3. 納入書取扱いのお願い	8 頁
4. 退職所得に係る町民税・道民税の特別徴収について	9 頁
○ 退職所得に係る町民税・道民税の求め方	
○ 納入の方法	
○ 納入書の記入例	
5. 納税義務者が異動したときの手続き	11 頁
○ 記載例	
(各種届出書様式)	
○ 給与所得者異動届出書	
○ 普通徴収から特別徴収への切替届出書	
○ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
○ 公金納入取扱郵便局指定通知書	

各種届出書様式は余市町ホームページ <https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/> からダウンロードできます。

余市町

検索



町民税・道民税・森林環境税の課税のしくみ

1. 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在において、余市町に住所を有する人です。ただし、次に該当する場合は課税されません。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

2. 税 率

均 等 割 の 税 率	
町民税	道民税
3,000 円	1,000 円
森林環境税 1,000 円	
森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税されている国税であり、市町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。	

所 得 割 の 税 率	
町民税	道民税
6%	4%
土地・建物の譲渡所得・株式譲渡所得などの分離課税所得の税率は異なります。	

3. 税額の計算方法

以下のとおり計算されます。

総所得金額		
所得控除額		「所得控除一覧」を参照してください。
課税標準額（千円未満切り捨て）		
×	×	
町民税の所得割の税率	道民税の所得割の税率	このページの「2. 税率」にある「所得割の税率」が入ります。
↓	↓	
算出所得割	算出所得割	
税額控除等	税額控除等	「主な税額控除」を参照してください。
町民税 所得割額	道民税 所得割額	
+	+	
町民税 均等割額	道民税 均等割額	このページの「2. 税率」にある「均等割の税率」「森林環境税」が入ります。
森林環境税		
町民税・道民税・森林環境税額		

※分離課税所得がある場合は、上記の計算とは異なります。

所得控除一覧

雑損控除	① 災害、盗難又は横領による実損失額－(総所得金額等の合計額×10%) ② 実損害額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①と②のいずれか多い方の金額																											
医療費控除	(医療費の額－保険金等で補填される額)－{総所得金額等×5% (10万円を超える場合は10万円)} (限度額 200万円) 特例 (セルフメディケーション税制) (特例一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補填される額)－1万2千円 (限度額 8万8千円)																											
社会保険料控除	健康保険や厚生年金保険、介護保険の保険料などの支払金額																											
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金(旧第2種共済契約を除きます)と心身障害者扶養共済掛金の合計額																											
生命保険料控除	<table><tr><th colspan="2">新契約(H24.1.1以降に締結した契約)</th><th colspan="2">旧契約(H23.12.31以前に締結した契約)</th></tr><tr><th>支払金額</th><th>控除額</th><th>支払金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>全額</td><td>15,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払金額の1/2 + 6,000円</td><td>15,000円超40,000円以下</td><td>支払金額の1/2 + 7,500円</td></tr><tr><td>32,000円超56,000円以下</td><td>支払金額の1/4 + 14,000円</td><td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払金額の1/4 + 17,500円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table> ※ 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の各控除を合計した限度額は7万円です。 ※ 一般生命保険料及び個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方がある場合の控除額は、新契約と旧契約それぞれの控除額の合計です(上限2万8千円)。				新契約(H24.1.1以降に締結した契約)		旧契約(H23.12.31以前に締結した契約)		支払金額	控除額	支払金額	控除額	12,000円以下	全額	15,000円以下	全額	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円	56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円
新契約(H24.1.1以降に締結した契約)		旧契約(H23.12.31以前に締結した契約)																										
支払金額	控除額	支払金額	控除額																									
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額																									
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円																									
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円																									
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円																									
地震保険料控除	<table><tr><th colspan="2">地震保険料控除</th><th colspan="2">旧長期損害保険料控除</th></tr><tr><th>支払金額</th><th>控除額</th><th>支払金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>50,000円以下</td><td>支払金額の1/2</td><td>5,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>50,000円超</td><td>25,000円</td><td>5,000円超15,000円以下</td><td>支払金額の1/2 + 2,500円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr></table> ※ 地震保険料控除、旧長期損害保険料控除の両方がある場合は、限度額2万5千円です。				地震保険料控除		旧長期損害保険料控除		支払金額	控除額	支払金額	控除額	50,000円以下	支払金額の1/2	5,000円以下	全額	50,000円超	25,000円	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円			15,000円超	10,000円				
地震保険料控除		旧長期損害保険料控除																										
支払金額	控除額	支払金額	控除額																									
50,000円以下	支払金額の1/2	5,000円以下	全額																									
50,000円超	25,000円	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円																									
		15,000円超	10,000円																									
障害者控除	本人又はその同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合 ・ 1人につき ----- 26万円 ・ 特別障害者である場合 ----- 30万円 ※ ただし、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が本人と同居している場合は上記控除額に23万円を加算します。			人的 控 除																								
ひとり親控除	ひとり親 ----- 30万円 次の要件をいずれも満たす人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない場合 ① 現に婚姻をしていない人で、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない者に限ります。)を有している人 ② 合計所得金額が500万円以下である人																											
寡婦控除	寡 婦 ----- 26万円 ① 夫と死別、離婚後婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族(総所得金額等が58万円以下)を有していて、合計所得金額が500万円以下の人 ② 夫と死別後婚姻をしていない人で、合計所得金額が500万円以下の人																											
勤労学生控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が85万円以下である場合 ----- 26万円																											
扶養控除	特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満の扶養親族) ----- 45万円 老人扶養親族(年齢70歳以上の扶養親族) ----- 38万円 同居老親等(本人又は配偶者の直系尊属で同居している老人扶養親族) ----- 45万円 扶養親族(上記以外で年齢が16歳以上の扶養親族) ----- 33万円																											

配偶者控除 配偶者特別控除	本人の合計所得金額				人 的 控 除	
			900万円以下	900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下
	配偶者控除	一般控除対象配偶者	33万円	22万円		11万円
		老人控除対象配偶者	38万円	26万円		13万円
	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 58万円超95万円以下	33万円	22万円		11万円
		95万円超100万円以下	33万円	22万円		11万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円		11万円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円		9万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円		7万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円		6万円
		120万円超125万円以下	11万円	8万円		4万円
		125万円超130万円以下	6万円	4万円		2万円
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円		
133万円超	0円	0円	0円			
注)本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除の適用を受けることができません。						

特定親族特別控除	年齢19歳以上23歳未満の親族について、扶養親族の合計所得金額の要件である58万円を超えた場合でも、下表のとおり段階的に控除が適用されます。				人 的 控 除
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額 58万円超95万円以下	45万円			
95万円超100万円以下	41万円				
100万円超105万円以下	31万円				
105万円超110万円以下	21万円				
110万円超115万円以下	11万円				
115万円超120万円以下	6万円				
120万円超123万円以下	3万円				
123万円超	0円				
基礎控除	本人の所得が				
2,400万円以下	-----	43万円			
2,400万円超2,450万円以下	-----	29万円			
2,450万円超2,500万円以下	-----	15万円			
2,500万円超	-----	適用なし			

主な税額控除

調整控除	所得税の税源移譲に伴い、人的控除額の差(下表参照)による負担増を調整するための控除です。																																																													
	【1】合計課税所得金額が200万円以下の者																																																													
	次の①と②のいずれか少ない額の5%(町民税3%、道民税2%)に相当する金額																																																													
	① 人的控除額の差の合計額																																																													
	② 合計課税所得金額																																																													
	【2】合計課税所得金額が200万円超の者																																																													
	次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(町民税3%、道民税2%)に相当する金額																																																													
	① 人的控除額の差の合計額																																																													
	② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額																																																													
	<table><tr><th colspan="2">控除の種類</th><th>控除の差額</th><th colspan="2">控除の種類</th><th colspan="2">控除の差額</th></tr><tr><td colspan="2">基礎控除</td><td>5万円</td><td rowspan="2">本人の合計所得金額</td><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1000万円以下</td></tr><tr><td rowspan="3">障害者控除</td><td>普通</td><td>1万円</td><td rowspan="2">配偶者控除</td><td>一般</td><td>5万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>特別</td><td>10万円</td><td>老人</td><td>10万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>同居特別</td><td>22万円</td><td rowspan="4">扶養控除</td><td>一般</td><td colspan="2">5万円</td></tr><tr><td>ひとり親控除</td><td>父</td><td>1万円</td><td>特定</td><td colspan="2">18万円</td></tr><tr><td></td><td>母</td><td>5万円</td><td>老人</td><td colspan="2">10万円</td></tr><tr><td>寡婦控除</td><td></td><td>1万円</td><td>同居老親等</td><td colspan="2">13万円</td></tr><tr><td>勤労学生控除</td><td></td><td>1万円</td><td colspan="4"></td></tr></table>						控除の種類		控除の差額	控除の種類		控除の差額		基礎控除		5万円	本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	特別	10万円	老人	10万円	6万円	同居特別	22万円	扶養控除	一般	5万円		ひとり親控除	父	1万円	特定	18万円			母	5万円	老人	10万円		寡婦控除		1万円	同居老親等	13万円		勤労学生控除		1万円			
控除の種類		控除の差額	控除の種類		控除の差額																																																									
基礎控除		5万円	本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																																								
障害者控除	普通	1万円		配偶者控除	一般	5万円	4万円																																																							
	特別	10万円	老人		10万円	6万円																																																								
	同居特別	22万円	扶養控除	一般	5万円																																																									
ひとり親控除	父	1万円		特定	18万円																																																									
	母	5万円		老人	10万円																																																									
寡婦控除		1万円		同居老親等	13万円																																																									
勤労学生控除		1万円																																																												
※ 合計所得金額が2,500万円を超える人については、調整控除は適用されません。																																																														
配当控除	株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が控除されます。																																																													
	種類		課税所得金額		1000万円以下の部分		1000万円超の部分																																																							
			町民税	道民税	町民税	道民税																																																								
	利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																																																								
	証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																																																								
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																																																									
配当割額控除 又は 株式等譲渡 所得割額控除	一定の上場株式等の配当等の所得に対しては、配当等の支払の際に税率20%(所得税15%、町民税3%、道民税2%)の分離課税が行われます。																																																													
	なお、上記配当等の所得については、既に源泉徴収されているため、申告をしなくてもよいこととなっていますが、申告された場合は所得割額から配当割控除をします。																																																													
	源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、他の所得と区分して、税率20%(所得税15%、町民税3%、道民税2%)の分離課税が行われます。																																																													
なお、上記株式譲渡に係る所得については、既に源泉徴収されているため、申告をしなくてもよいこととなっていますが、申告された場合は所得割額から株式等譲渡所得割控除をします。																																																														
住宅借入金等 特別税額控除	所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ所得税で控除可能額が控除しきれなかった人のうち、平成21年から令和7年12月に入居した人については、以下のとおり控除の適用があります。																																																													
	平成26年4月から令和3年までの間に 入居した場合			左記以外の期間に入居した場合																																																										
	① 所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税所得金額等の7%(上限136,500円) 町民税:①または②のいずれか小さい額の4.2% 道民税:①または②のいずれか小さい額の2.8%			① 所得税で控除しきれなかった額 ② 所得税の課税所得金額等の5%(上限97,500円) 町民税:①または②のいずれか小さい額の3% 道民税:①または②のいずれか小さい額の2%																																																										
寄附金税額控除	特定の団体や目的のために支払った寄附金は、町民税・道民税から控除できる場合があります。																																																													
	次の団体に支払った金額が2千円を超える場合には、その超える金額の10%(町民税6%、道民税4%)に相当する額が(上限額 総所得金額等の30%)対象になります。																																																													
【控除対象となる寄附金】																																																														
・ 都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)																																																														
・ 日本赤十字社北海道支部に対する寄附金																																																														
・ 北海道共同募金会に対する寄附金																																																														
・ 余市町又は北海道が条例で指定した団体に対する寄附金																																																														
※ふるさと納税については、前述の控除のほかに特例控除(所得割額の20%が上限)が加算されます。																																																														

特別徴収の事務の取扱いについて

1. 特別徴収とは

給与の支払者が、市区町村から通知された納税義務者ごとの税額を12回に分けて（6月から翌年5月まで）給与から差し引き、翌月10日までに市区町村へ納入することをいいます。

なお、本冊子において「特別徴収」「特別徴収税額」などの記述は、給与に係る特別徴収を指します。

2. 特別徴収する範囲

①給与所得者については、原則として給与所得に係る町民税・道民税・森林環境税は特別徴収の方法により徴収することになっています。給与支払報告書提出後に異動（退職・転勤・再就職等）があった場合は、必ず届け出をしてください。

②特別徴収により徴収する税額は、均等割額と給与所得に係る所得割額の合算額です。

なお、給与と年金に係る所得以外の所得がある場合、普通徴収（自分で納付する）を希望する旨を申し出ない限り、その所得に係る所得割額は特別徴収の方法により徴収されます。確定申告等をする際にご留意ください。

※平成21年度から公的年金からの特別徴収制度が導入されたことに伴い、4月1日現在65歳以上の納税義務者は、原則として年金所得に係る町民税・道民税・森林環境税は納税義務者本人が受給する公的年金等から直接徴収されます。

3. 特別徴収義務者の指定

特別徴収義務者は、地方税法及び町税条例の規定により指定された給与の支払者をいいます。

なお、2か所以上の給与支払者から給与の支払を受けている方については、その主たる給与支払者を特別徴収義務者に指定することになります。

4. 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知

特別徴収する場合には、「町民税・道民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）」を特別徴収義務者に送付しますので、納税義務者用を各納税義務者にお渡しください。またお取扱いにはプライバシーの保護に十分ご注意ください。

5. 月毎に納入します

給与から徴収した徴収金（月割額）は、お送りした納入書で余市町が指定する納入場所にて翌月10日までに納入してください。10日が土日・祝祭日の場合は翌日が納期限になります。

特別徴収税額を通知した後に、税額に変更が生じた場合は、変更通知書を送付します。その通知書に記載された月割額に基づき納入書等の納入金額欄を訂正の上、徴収し納入してください。

なお、納期限までに納入しない場合は、延滞金及び督促手数料がかかることがあります。

● 令和8年度の納期限

月別（徴収月）	納期限	月別（徴収月）	納期限
令和8年6月分	令和8年7月10日	令和9年1月分	令和9年2月10日
7月分	令和8年8月10日	2月分	令和9年3月10日
8月分	令和8年9月10日	3月分	令和9年4月12日
9月分	令和8年10月13日	4月分	令和9年5月10日
10月分	令和8年11月10日	5月分	令和9年6月10日
11月分	令和8年12月10日		
12月分	令和9年1月12日		

【延滞金】

納期限の翌日から納める日までの日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算して得た金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。

この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。延滞金確定金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

【督促手数料】

督促状が発せられた場合は、通知にある期日から100円（督促状1通につき）が加算になります。

● 納入を取扱う金融機関

① 指定金融機関

北海道信用金庫本支店及び役場派出所

② 取扱い金融機関

北洋銀行（別途手数料が発生します）

余市町農業協同組合

余市郡漁業協同組合

③ 北海道内のゆうちょ銀行又は郵便局

※上記以外の金融機関にて納入をされる場合、金融機関窓口で振込手数料が発生することがあります。

北海道外の市町村に所在する特別徴収義務者で、北海道外の郵便局から納入を希望される場合は、初回の納入の際に、本書に綴じ込みしてあります「公金納入取扱郵便局指定通知書」を当該郵便局に提出されますと、今回お送りした納入書でお支払いいただけます。

なお、一度手続きを行った郵便局であれば、改めて手続きを行う必要はありません。

● 口座番号・市区町村コードについて

余市町からお送りした納入書を使用せず、特別徴収義務者独自の納入書、又は金融機関への委託等により作成した納入書の場合は、下記の口座番号等を使用してください。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 市区町村コード | 014087 |
| ② 口座番号 | 02700-0-960041 |
| ③ 加入者名 | 余市町会計管理者 |
| ④ 取りまとめ金融機関 | 北海道信用金庫余市支店 |

● 地方税共通納税システムについて

地方税共通納税システムは、地方税ポータルシステム（eLTAX）を使用して、全ての地方公共団体へ電子的に納税できるシステムです。

これにより、金融機関に出向くことなく、自宅やオフィス等から全ての地方公共団体に対して電子納税が可能となり、インターネットバンキングやダイレクト納付（事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式）により複数の地方団体への納税も一度の手続で行うことができるようになるため、納付事務の負担軽減につながります。

なお、地方税共通納税システムによる納税に当たっての手数料は原則無料ですが、金融機関によっては、インターネットバンキングやATM等の利用手数料が必要となる場合もあるため、あらかじめ利用する金融機関にご確認ください（ダイレクト納付を利用する場合は、これらの手数料も必要ありません）。

また、地方税共通納税システムを利用して納税を行った場合、領収証書が発行されませんので、領収証書が必要な方は従来どおり納付書にて納税を行ってください。

地方税共通納税システムの利用には、事前にeLTAXの利用届出が必要です。詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

納入書取扱いのお願い

余市町では、収納事務を電算処理しておりますので、お送りした納入書はOCR用の用紙となっております。
納入書の取扱いについては、次の点に十分留意くださいますようお願いいたします。

- ・納入済通知書は折ったり、汚したりしないでください。
- ・黒のボールペンで記入してください。
- ・修正液は使用しないでください。
- ・数字は枠から出ないように中央に記入し、文字は続けて書かないようにしてください。
- ・〒マークは記入しないでください。

【納入書例】

北海道余市町 納入書 公		北海道余市町 納入書 公		北海道余市町 納入済通知書 公	
市区町村コード	口座番号	納入者名	市区町村コード	口座番号	納入者名
014087	02700-0-960041	余市町会計管理者	014087	02700-0-960041	余市町会計管理者
月別	年 月 分	納入金額(1)	月別	年 月 分	納入金額(1)
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 退職所得分 延滞金 督促手数料	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 退職所得分 延滞金 督促手数料
納期日 年 月 日		合計額	納期日 年 月 日		合計額
特別徴収義務者 住所 余市町 又は 所在地 余市町 氏名 余市町 又は 名称 余市町		印	特別徴収義務者 住所 余市町 又は 所在地 余市町 氏名 余市町 又は 名称 余市町		印

納入書の送付は年1回になりますので、年度の途中で税額変更があった場合は訂正してご使用ください。

【納入金額に変更があった場合の訂正方法】

北海道余市町 納入済通知書 公	
市区町村コード	口座番号
014087	02700-0-960041
月別	納入金額(1)
令和xx年 06月	01234567
014087	200,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 退職所得分 延滞金 督促手数料
納期日 令和xx年 7月10日	合計額
取りまとめの局 小樽市金事務センター (〒042-8794)	250,000
特別徴収義務者 住所 余市町 046-8546 又は 所在地 余市郡余市町朝日町26番地 氏名 余市町役場 又は 名称 余市町役場	印

二重線で抹消してください。
(訂正印は不要です)

給与からの徴収分(一括分含む)を記入してください。

退職所得分や延滞金・督促手数料が無い場合は、何も記入しないでください。

合計額を記入してください。

- 記入例は「納入済通知書」ですが、「領収証書」と「納入書」も同様に訂正してください。
 - 退職所得分の税額を納入する場合は、納入済通知書裏面の「納入申告書」も記入してください。
- ※納入申告書の記入方法は、“退職所得に係る町民税・道民税の特別徴収について”を参照してください。

退職所得に係る町民税・道民税の特別徴収について

退職手当等に係る町民税・道民税については、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に納入していただきます。

なお、納税義務者が他の市区町村に住所変更をしても、退職した日の属する年の 1 月 1 日現在に余市町に住所を有する場合は、余市町に納入することになります。

1. 退職所得に係る町民税・道民税の求め方

退職所得の金額	×	税 率		＝	特別徴収すべき税額	
		町民税	道民税		町民税額	道民税額
		6%	4%			

(それぞれ 100 円未満の端数切り捨て)

①退職所得額を求めます。

次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額 (1,000 円未満端数切り捨て)} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※勤続年数が 5 年以内の法人役員等については、この 2 分の 1 を乗じる措置を廃止した上で計算します。

この 2 分の 1 を乗じる措置を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。

②退職所得控除額を求めます。

勤続年数	退職所得控除額
イ 20 年以下の場合	40 万円×勤続年数 (80 万円に満たない場合は 80 万円)
ロ 20 年を超える場合	800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)
ハ 障害退職の場合	障害者に該当したことに起因して退職した場合は、イ又はロの金額に 100 万円を加算します。

2. 納入の方法

特別徴収した税額は、納入書及び納入申告書に所要事項を記入し（記入例参照）、翌月 10 日までにお納めください。なお、「退職所得の特別徴収票」は退職後 1 カ月以内に余市町へ提出してください（令和 8 年 1 月より、退職した納税義務者全員について提出が必要になっています）。

退職者の国民健康保険加入手続きについてのお願い

既にご承知のことと存じますが、我が国の社会保険制度は国民すべてが何等かの保険に加入しなければならないことになっています。従って、退職後、お勤め先の健康保険に引き続き加入（任意継続）をされない場合、市町村へ国民健康保険の加入手続きが必要になります。この手続きが遅延したり漏れたりすると、本人が大変不利な扱いを受けることがありますので、今後貴事業所を退職される方へ「被保険者資格喪失証明書」を交付いただき、当町保険課へ届け出をするようにご指導くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】 余市町役場 保険課 TEL0135-21-2121（直通）

3. 納入書の記入例

①当該月の給与分と一緒に納入する場合

印字されている「納入金額」を二重線で抹消し、給与分・退職所得分・合計額を記入してください。

【記入例】

北海道余市町		納入済通知書 公	
市区町村コード 014087	印字番号 02700-0-960041	加入者名 余市町会計管理者	
月別 令和xx年06月	納入金額(1) 01234567	納入金額(2) 200,000	
納入すべき金額が右の納入 金額(1)の欄の金額と異なる ときは、納入金額(1)の欄を 抹消し、納入金額(2)の欄に 記入して下さい。	給与分 (給与分) 2000000	退職 所得分 1500000	合計額 1700000
納期限 令和xx年 7月10日	特別徴収義務者 住所又は所在地 余市郡余市町朝日町26番地 氏名又は名称 余市町役場	納入済通知書の納入金額欄に も記号は記入しないでください。	
取りまとめの所 小幡貯金事務センター (〒047-8794)	領収日付印		

二重線で抹消してください。
(訂正印は不要です)

給与からの徴収分(一括分含む)
を記入してください。

退職所得分を記入してください。

合計額を記入してください。

※ 記入例は「納入済通知書」ですが、「領収証書」と「納入書」も同様に加筆・訂正してください。

町民税 道民税		納入申告書(退職所得)	
余市町長 殿		(受付印)	
令和xx年 7月10日 提出		令和xx年 6月分 人員 15人	
退職手当等支払金額		1500000	
特別徴 収税額	町民税	900000	
	道民税	600000	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記の とおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
特別徴 収義務者 用	住所又は所在地	〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地	
	氏名又は名称	余市町役場	
	法人番号	11111111111111	

退職手当の支払額を記入してく
ださい。

徴収した退職所得分の税額を記
入してください。

法人の場合は、法人番号を記入し
てください。

個人事業主の場合は、納入書裏面
の納入申告書は使用せず、表面の
みを記載し、金融機関に提出して
ください。納入申告書について
は、予備として送付している白票
の納入書裏面に個人番号を記入
し、町へ提出してください。

※ 納入申告書は納入済通知書の裏面にあります。

②退職所得分のみを納入する場合

納入すべき税額が印字されていない納入書(予備の納入書)を使用してください。記入する項目は当該月、納期限、退職所得分、合計額及び納入申告書を記入してください。

納税義務者が異動したときの手続き

特別徴収されている給与所得者が退職・転勤等により異動した場合は「給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」という。）の提出が必要です。また、就職等により普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」（以下「切替届出書」という。）を提出していただきます。

異動届出書は異動があった日の属する月の翌月 10 日までに提出してください。

異動届出書の提出が遅れると、特別徴収義務者が未納の扱いとなってしまうたり、その後納税義務者が普通徴収で納めるための手続きに支障が出ますので、お早めに提出してくださるようお願いいたします。

- ◆ 異動により未徴収税額がある場合の徴収方法は、異動事由の生じた日により、次のとおりとなります。

①退職手当等からの一括徴収

未徴収税額を退職手当から一括徴収する場合は、退職する月日によって次のようになります。

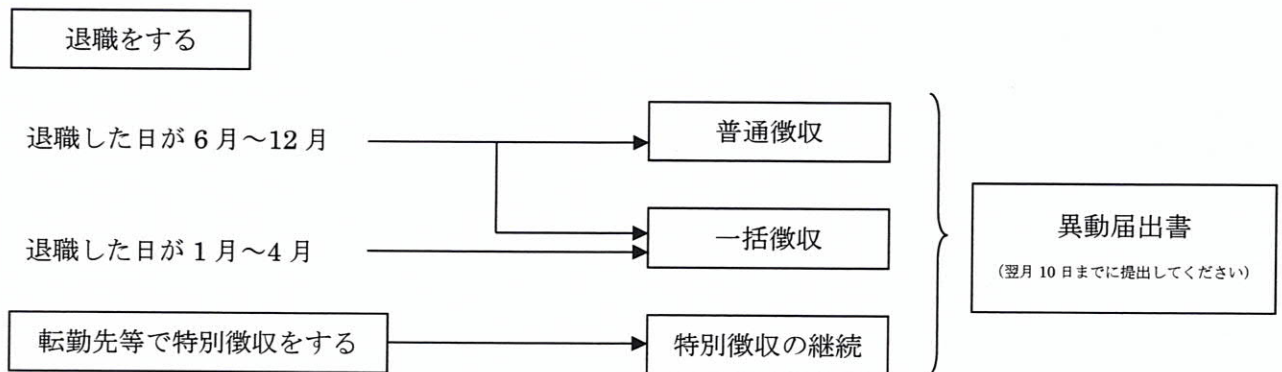
- ・退職日が 6 月 1 日～12 月 31 日の場合 …… 納税義務者からの一括徴収の申出が必要になります。
- ・退職日が翌年 1 月 1 日～4 月 30 日の場合 …… 納税義務者からの申出の有無にかかわらず 5 月 31 日までに一括徴収をしてください。

②転勤等による特別徴収の継続

納税義務者が転勤または退職後に再就職した場合、新たな給与支払者と連絡調整の上、引き続き特別徴収の方法によって徴収されたい旨申出されると特別徴収を継続することができます。提出する異動届出書に継続希望として必要事項を記入してください。

③上記①及び②以外の場合は普通徴収となりますので、後日、納税通知書を本人に送付します。

なお、普通徴収の納期は 6 月・8 月・9 月・11 月のため、未徴収税額の納付は納税通知書の発付日以降の納期回数になります。



- ◆ 年度途中で就職した納税義務者が、現在普通徴収で支払っている町民税・道民税・森林環境税の残税額分について特別徴収による納入を希望した場合（特別徴収に切替後は普通徴収の納付書はご使用いただけません。二重納付をしないよう十分ご注意ください。）



各種届出書について、複数枚使用するとき又は控えが必要な場合は、複写又は余市町のホームページから届出書をダウンロードして使用してください。

余市町 特別徴収

検索



【給与所得者異動届出書の記載例】

① 退職して徴収方法を本人納付に変更する場合（普通徴収）

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書										現年度		新年度		両年度	
(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。										複写してご使用ください					
余市町長 様		給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 (〒046-8546)		余市郡余市町朝日町26番地		保 〇〇〇係		特別徴収義務者指定番号		9999999			
令和xx年xx月xx日 提出		名称 (氏名)		余市町役場		連絡者 氏名		〇〇 〇〇		宛名番号		1234567			
氏名		余市 太郎		(ア) 特別徴収額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収	
生年月日		明・大・(○)・平 xx年xx月xx日		円		6 月分		10 月分		xx・9・30		① 退職		1 特別徴収継続	
個人番号		999999999999		円		9 月分		5 月分				2 転勤		2 一括徴収	
受給者番号		1111111		円								3 退職		3 普通徴収 (本人が納付する)	
1月1日現在の住所		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000				4 長期欠勤		5 死亡	
現住所												6 その他()			
給与所得者		氏名		特別徴収額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収	
1 異動の本人が		余市 太郎		円		6 月分		10 月分		xx・9・30		① 退職		1 特別徴収継続	
2 異動の特別徴収義務者				円		9 月分		5 月分				2 転勤		2 一括徴収	
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000				3 退職		3 普通徴収 (本人が納付する)	
2 5月31日												4 長期欠勤		5 死亡	
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000				6 その他()			
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															
1 異動の本人が		余市町朝日町〇〇番地		150,000		50,000		100,000							
2 5月31日															

③ 再就職先・転勤先で特別徴収を継続

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										現年度		新年度		両年度													
(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。										複写してご使用ください																	
余市町長 様		令和xx年xx月xx日 提出		所在地 (〒046-8546) 余市郡余市町朝日町26番地		名称 (氏名) 余市町役場		法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		係 〇〇〇係		特別徴収義務者指定番号 9999999		氏名 〇〇 〇〇		電話番号 (xxxx) xx - xxxx		宛先番号 1234567									
フリガナ ヨイチ タロウ		氏名 余市 太郎		(ア) 特別徴収額 (年税額) 円 150,000		(イ) 徴収済額 円 50,000		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 100,000		異動年月日 xx・9・30		異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他()		異動後の未徴収税額の徴収 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付する)		1月1日以降退職時までの給与支払額 円 1,440,000		控除社会保険料額 円 130,000		退職手当の支払額 円 650,000		勤続年数 6 年					
(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。										一括徴収の理由		徴収予定日		徴収予定額		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		備考									
継続先の事業所に、月割額と徴収を開始する月をお伝えください。																		左記の一括徴収した税額は__月分で納入します。		(翌月10日納期限)							
(3) 特別徴収の継続先(異動先)の事業所に、月割額と徴収を開始する月をお伝えください。										所在地 余市町〇〇〇丁目〇〇番地		名称 (氏名) 株式会社 〇〇〇〇〇〇		法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		係 〇〇〇係		氏名 〇〇 〇〇		電話番号 (xxxx) xx - xxxx		相続人住所 〇〇〇〇〇〇		相続人氏名 〇〇〇〇〇〇		継続先事業所の連絡先を記入してください。	
新しい勤務先へは、月割額 12,500 円を10月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入するよう連絡済です。																											

【普通徴収から特別徴収への切替届出書の記載例】

普通徴収から特別徴収への切替届出書																			
余市町長 様		令和xx年xx月xx日 提出		所在地 〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地		名称 (氏名) 余市町役場		法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		特別徴収義務者指定番号 9999999		係 〇〇〇係		氏名 〇〇 〇〇		電話番号 (xxxx) xx - xxxx			
フリガナ ヨイチ タロウ		氏名 余市 太郎		(旧姓)		生年月日 明・大・(昭)・平 xx 年 xx 月 xx 日		現住所 余市郡余市町朝日町〇〇番地		受給者番号		異動理由 ① 本人からの希望があったため ② 令和xx年xx月xx日入社のため ③ その他()		普通徴収の 3 期分から、 9 月分より特別徴収します		※ 普通徴収の納期を過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。		また、特別徴収開始月は余裕をもって記入してください。	
年税額 ①		納付済額 ②		特別徴収に切り替える税額 ③(①-②)		円 160,000		円 80,000		円 80,000		(普通徴収 2 期分まで)							

必要事項に記入してください。受給者番号は、特別徴収義務者が納税義務者に対して付している場合に記入してください。

納期限が過ぎていない普通徴収の期別分を切替ることができます。

【特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の記載例】

社名が変更になった場合

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書							
余市町長 様 令和xx年xx月xx日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒046-8546 余市郡余市町〇〇町〇〇番地		特別徴収義務者 指定番号	9999999	
		名称 (氏名)	△□〇 株式会社		連絡者	係	〇〇〇係
		法人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			氏名	〇〇 〇〇
					電話	(xxxx) xx - xxxx	
変更年月日 令和xx年xx月xx日 変更理由 社名変更 届出日が変更年月日以降であれば、変更後の名称を記入してください。							
		変更前	変 更 後				
		〒 -					
名称 (氏名)	(フリガナ) カブシキガイシャ マルサンカクシカク		(フリガナ) サンカクシカクマル カブシキガイシャ				
	株式会社 ○△□		△□〇 株式会社				
電話番号	() -		() -				
送付先	〒 -		〒 -				
2. 該当項目に○をしてください。							
変 更 理 由	① 社名変更 2 事務所等の移転 3 給与事務統合 4 新設合併 5 吸収合併 6 分割		7 法人化 8 その他() ※ 3～7に該当する場合は、「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。		備 考		

該当する項目を○で囲んでください。

給与支払報告 に係る給与と所得者異動届出書

※処理事項	現年度	新年度	両年度
植写してご使用ください			

(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。

所在地 (〒 -)		給与支払者 (特別徴収義務者)		提出	
名称 (氏名)		令和 年 月 日		余市町長様	
個人番号又は法人番号					
氏名		旧姓()		特別徴収義務者の指定番号	
生年月日		年 月 日		特別徴収義務者の氏名	
個人番号				宛名番号	
受給者番号					
1月1日現在の住所					
現住所					
特別徴収額 (年税額)		徴収済額 (イ)		未徴収税額 (ウ) - (イ)	
円		円		円	
異動の事由		異動年月日		異動後の未徴収税額の徴収	
1 退職		1 退職		1 特別徴収継続	
2 転勤		2 転勤		2 一括徴収	
3 休職		3 休職		3 普通徴収	
4 長期欠勤		4 長期欠勤		(本人が滞付する)	
5 死亡		5 死亡		円	
6 その他()		6 その他()		円	
1月1日以降退職時までの給与支払額		円		円	
控除社会保険料額		円		円	
退職手当の支払額		円		円	
勤続年数		年		年	

(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。	・ ・	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。	・ ・	円	円	(翌月10日納期限)

一括徴収できない理由 異動の事由が「死亡」の場合、相続人の連絡先も記入してください。

相続人住所	氏名	続柄

(3) 特別徴収の継続先(異動後の未徴収税額の徴収欄で"1"を選択した場合)に記入してください。

所在地 (〒 -)	連絡者	氏名	電話
名称 (氏名)			

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入するよう連絡済です。

【注意事項】

- ※の欄は記入は不要です。
- 黒のボールペン又はペンで記入してください。
- 「受給者番号」欄は特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。

1 一月一日から四月三十日までの間に退職した者が、本人からの申出がなくとも一括徴収することが義務付けられています。

2 退職者については、この異動届とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。

3 転勤、再就職等により、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合には(3)の事項を記入してください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

余市町長 様 令和 年 月 日 提出	(特 別 徴 収 義 務 者) 給 与 支 払 者	所在地	〒 — —	
		名 称 (氏 名)		
		法人番号		
		特別徴収義務者 指定番号		
		連 絡 者	係	
			氏 名	
		電 話	() — —	

給 与 所 得 者	フリガナ	
	氏 名	(旧姓)
	生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日
	現住所	
	受給者番号	
異動理由	1 本人からの希望があったため 2 令和 年 月 日入社のため 3 その他()	

※ 当該年度の4月1日において、65歳以上の方の年金所得に係る町民税・道民税・森林環境税は給与からの特別徴収はできませんのでご注意ください。

普通徴収の 期分からを、 月分より特別徴収します		
※ 普通徴収の納期を過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。 また、特別徴収開始月は余裕をもって記入してください。		
年税額 ①	納付済額 ②	特別徴収に切り替える税額 ③(①－②)
円	(普通徴収 期分まで) 円	円

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

余市町長 様 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 —	特別徴収義務者 指定番号	連絡者 係 氏名 電話 () —
		名称 (氏名)			
		法人番号			

変更年月日	令和 年 月 日
-------	-------------------

1. 変更箇所のみ記入してください。

変更事項	変 更 前	変 更 後
所 在 地	〒 —	〒 —
名 称 (氏 名)	(フリガナ)	(フリガナ)
電話番号	() —	() —
送 付 先	〒 —	〒 —

2. 該当項目に○をしてください。

変 更 理 由	1 社名変更 2 事務所等の移転 3 給与事務統合 4 新設合併 5 吸収合併 6 分割	7 法人化 8 その他 () ※ 3～7に該当する場合は、「給与所得者異動届出書」 の提出が必要です。	備 考

令和 年 月 日

郵便局長 様

余市町長 齊 藤 啓 輔



公金納入取扱郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、下記のとおり特別徴収税額の納入局として指定いたしましたので通知します。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 口座番号 | 02700-0-960041 |
| 2. 加入者名 | 余市町会計管理者 |
| 3. 取りまとめ局 | 小樽貯金事務センター (〒047-8794 北海道小樽市入船5丁目3番1号) |